



平成 26 年 6 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社メッツ  
代 表 者 名 代表取締役社長 秋山 賢一  
(コード番号：4744 東証マザーズ)  
問 い 合 せ 先 取締役 総合企画部 部長 笠原 弘和  
(電話番号：03-5733-5904)

## 第 2 回新株予約権（第三者割当）の払込完了のお知らせ

平成 26 年 5 月 30 日開催の取締役会において決議致しました、第三者割当による第 2 回新株予約権発行に関し、割当先からの払込が完了致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 第三者割当による第 2 回新株予約権の概要

(1) 割当日	平成 26 年 6 月 16 日
(2) 新株予約権数	120,000 個
(3) 発行価額	本新株予約権 1 個当たり 45 円 (総額 5,400,000 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：12,000,000 株 下記 (6) に記載の通り、本新株予約権の行使制限により、行使価額の下限が 40 円となります。なお、行使価額の修正が行われても、潜在株式数は 12,000,000 株で一定であります。
(5) 資金調達額 (注)	当初権利行使価額 総額 605,400,000 円 (手取概算額 569,011,000 円) 内訳 新株予約権発行による調達額 5,400,000 円 新株予約権行使による調達額 600,000,000 円
(6) 行使価格及び行使価額の修正条項	当初行使価額 50 円 (前営業日である 5 月 29 日終値の 113.6% となります。) 行使価額は、第 2 回新株予約権の各行使請求の効力発生日において、権利行使日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90% に相当する金額 (1 円未満切上げ) に修正されます。 ただし、当該直前取引日の当社普通株式の終値が 45 円を下回る場合、40 円が行使価額の下限となります。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、フィリップ証券株式会社に全ての新株予約権を割当てます。
(8) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の買受契約において、下記の内容にて締結しております。 ① 新株予約権の譲渡制限 割当予定先は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。なお、譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、下記の行使制限措置について約させるものとします。 ② 新株予約権の行使制限措置

	<p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定め及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせません。</p> <p>また、割当予定先及び譲渡先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。</p>
(9)行使期間	平成 26 年 6 月 17 日から平成 27 年 6 月 16 日
(10)その他	<p>① 行使制限 本新株予約権は、当社からの行使停止要請期間として割当日から行使期間満了日の 2 週間前までの間において行使停止要請を行うことができるものとします。</p> <p>② その他 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とすることとします。</p>

※本新株予約権の詳細につきましては、平成 26 年 5 月 30 日付け「行使価額修正条項付第 2 回新株予約権（第三者割当）の発行に関するお知らせ（MS ワラント）」をご参照ください。

以 上